

会 議 録

《会議名称》平成 29 年度 第 1 回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成 29 年 6 月 16 日(金) 15:00~17:00 《開催場所》岸和田市立公民館（堺町） 3 階 講座室 4											承認		
											会長	小池 委員	田 委員
											7/6	7/8	7/12
《出席者》（景観審議会委員出欠状況）													
大野 委員	岡田 委員	奥 委員	加我 委員	岸田 委員	小池 委員	坂井 委員	田 委員	西川 委員	平田 委員	藤田 委員	堀田 委員	行 委員	頼友 委員
○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
（委員 14 名中、12 名出席）													
岸和田市）根末副市長、大井まちづくり推進部長 事務局）都市計画課 山田、渡邊、西川、西浦、滝元、川寄 傍聴者）0 名													
《概 要》 ■諮問案件 1.岸和田市景観重要樹木の指定について ■審議案件 1.平成 29 年度ここに残る景観資源発掘委員会の委員選出について ■報告事項 1.景観施策の実施状況について 2.平成 29 年度年間スケジュールについて ■その他 1.岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠの更新について													
《内 容》 ■開会 14 名中 12 名の委員出席を確認。 岸和田市景観審議会規則第 6 条第 2 項の規程により審議会の成立を確認。 ■挨拶 ・根末副市長挨拶 ・藤田会長挨拶 ■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について （会 長）平成 29 年度第 1 回景観審議会の会議録承認者として小池委員と田委員の 2 名を指名。 （委 員）了承。 ■諮問案件 1「岸和田市景観重要樹木の指定について」 景観重要樹木の指定について、事務局より説明。 【質疑の概要】 （委 員） ・3 本の対象樹木は、指定方針のどれに該当するのか説明願いたい。また、景観地区に位置する樹木に加え、樹木診断の必要を鑑みて民間地にある樹木を優先的に指定する考え方を説明願いたい。													

- ・ 棕とエノキは種名だが、サクラは種名ではなく仲間の名前なので、正確な種名とした方が良いと考える。

(事務局)

- ・ 公共的な場所にある樹木についての樹木診断は管理者が実施できると考えられるが、民間が所有している樹木については、現状の樹木の状況を調査し、今後の管理方針に参考にさせていただくために優先的に指定していく方針として前回ご議論いただいた。公共空間や寺社仏閣に先行する形で、まずは、第 1 弾として民間の所有地にある樹木を指定し、樹木診断を行い、様々な啓発活動や活用について効果を検証しながら、引き続き検討していきたいと考えている。
- ・ サクラの樹種については、おそらくソメイヨシノと思われるが、樹木医に確認し、種名の表記を行う。
- ・ 樹木の名称については、ここに残る景観資源で公募いただいた名称を踏襲して明記している。

(会 長)

- ・ 樹木の保全のため、樹木診断を実施しなければならない。

(委 員)

- ・ 前回、寺社については保全されるという考えがあったが、経済的に困窮している寺社も多くなっていることから危ないという話をしていた。今回は民間所有を先行するということか。

(事務局)

- ・ 今回、景観重要樹木の指定は初めての取り組みであり、管理も含めどういったかたちで保全や活用が行えるかというところを見定める目的がある。今回の指定後の経過を踏まえ効果を検証した上で、今後検討していきたいと考えている。

(委 員)

- ・ 第 1 弾指定の考え方ところで樹木全体が公共空間から見ることができると書いているが、例えば歴史的なまちなみの堀から一部分の樹容が見えていて、全体は見えていないが木の全体の形が想像できるような樹木は該当するのか。

(事務局)

- ・ 景観法の考え方として、「道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見できる」とあり、一端しか見えなくてもその樹容が明らかでかつ地域の景観が形成され、指定するにふさわしいと判断されるものは検討が可能と考える。

(委 員)

- ・ 景観重要樹木の指定を行うことについては合意できるが、この 3 本が第 1 号の景観重要樹木の指定ということで審議する場合、情報量が少なすぎると考える。樹種、樹高、枝張り、幹周などや、どういう土地にあって、どういう経緯のものなのかを記載したカルテを作らないと、本当に妥当なのか確認できない。

(事務局)

- ・ 樹木カルテについてはご指摘の通りであり、参考という形でまた後日提示させていただく。

(会 長)

- ・ ご指摘は確かにそのとおりである。今回の審議については前回の審議会で指定方針について承認を得、その第 1 弾として 3 本の選定を行ったと理解しており、資料を事務局で準備していなかった。これまで、ここに残る景観資源発掘委員会の時に現地視察を行うなど、樹木の情報は随分議論をしてインプットされていて、立地条件や樹容などの情報が共有されているため、樹木のイメージはできていると考えるが、後日確認するためにカルテは必要と考える。

(委 員)

- ・ 所有者に管理の責任があるとしたときに、外観診断、健全度の評価、樹木医における定期診断の費用は誰が負担することになるのか。
- ・ 管理は適切にされていたが 20 年という管理協定が結ばれている範囲で滅失してしまう際の対応について、所有者側にどこまで責任があって、指定されるとどうなるのか。

（事務局）

- ・市からの助成は、樹木診断の簡易報告書及び外観診断に要する費用である。
- ・協定期間について樹木医に相談すると、診断のタイミングは 5 年に一度程度が望ましいとの見解であったため、ひとまず協定期間は 5 年間と考えている。5 年経った段階で改めて樹木診断を行い、今後健全化が困難であり、景観上の形成に寄与できないと判断される場合は所有者と相談の上指定を解除するという形も取らざるを得ないとする。
- ・保全管理には所有者に実施していただく義務が生じますが、通常の管理行為を超える場合は所有者とご相談させていただき、その結果、指定解除という判断もありえると考えている。その際は本審議会でご審議いただく予定である。

（委 員）

- ・指定解除の手続きをやっている事例と、所有者に過度な負担が掛からないようにどのようにしているのか確認しておいてください。
- ・周囲の方々から所有者が管理を怠っていると見られないよう配慮しておいてほしい。

（委 員）

- ・標識の設置のイメージについて、文字だけでは樹木の情報がわからない。葉や樹皮など樹木の具体的な情報を入れる等、表示の工夫が必要。
- ・樹木にいたずら等されないように防御する方法も考えないといけない。

（事務局）

- ・標識には樹木の情報を盛り込んで表記したいと考えている。
- ・設置場所については、根等に影響がでないような場所の選定をしていきたい。
- ・多くの方にご覧いただき、景観の重要性を認識していただくためにも、この機会を逃さず情報発信していきたい。

（事務局）

- ・先程ご議論いただきましたように、樹木カルテにつきましては意見として承りましたので、後日委員の皆様にご配布させていただく。
- ・指摘いただいた内容はこの審議会の議事録に記録する。

（会 長）

- ・それでは意見を付して原案のとおり同意し、答申してよろしければ拍手をもって承認をいただきたい。

（委 員）

- ・了承。（拍手）

■審議案件 1「平成 29 年度こころに残る景観資源発掘委員会の委員選出について」

平成 29 年度こころに残る景観資源発掘委員会の委員選出について、事務局より説明。

【質疑の概要】

特になし

（会 長）

- ・それでは原案のとおりでよろしければ拍手をもって承認をいただきたい。

（委 員）

- ・了承。（拍手）

■報告案件 1「景観施策の実施状況について」

景観施策の実施状況について、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委 員)

- ・地域や地歴に一番なじんだ景観が形成されていたのが昭和 30 年代で、40 年代以降高度経済成長期からは荒れてくる。その風景を知っている方々と、1990 年代以降が原風景になっている方々とは、「景観が良く保全されていますか」という言葉から受ける原点の風景像は違うと思う。あまり原風景のよさを知らない世代が、いいと言っているようにも見え、景観ということを知っているということによって一定割合が高いとも見えると思う。

(会 長)

- ・地域の年齢構成が特定できれば、地域ごとに評価が高い・低い理由がわかる。
- ・40 代 50 代 60 代は昔の原風景としての岸和田らしい景観が壊されてきたということを感じているということかもしれない。
- ・地域別の分析をやっていくと、評価が高い所と評価が低い所、いろんな要因があるはず。地域別にいろんな評価や課題がでてくると、景観行政だけでなく市の行政全般取り組み方に非常に役に立つ。

(委 員)

- ・景観阻害要因をとりのぞく・あらためる方がすごく大事だと思っている。ここ近年、とりのぞく・あらためるということで取り組まれている事例があれば教えてほしい。

(事務局)

- ・具体的に何か阻害要因を指導して是正させるというところまではあまりできていない。環境デザイン委員会で大規模建築物に対して指導助言し、我々が目指すべき景観に誘導していくといったところに重きを置いて指導している状況。
- ・一方、本町地区については修景助成等もやりながら阻害要因を改善させ、歴史的町並み保全の資する事業を実施している。

(委 員)

- ・景観の状況を絶対評価させるのは厳しいと思う。アンケートを行うのであれば、10 年前と比べて景観が良くなったか悪くなったかという設問にした方が評価の基準がはっきりする。緑が増えたことや、街路が増えたことなど、何があったからそう思うのかという選択肢にすれば、市民がどういう施策に対してどう認識しているか客観的にもわかるし、地区別の比較もできる。

(会 長)

- ・阻害要因をなくしていくというご質問があったが、行政としては難しい。
- ・京都の事例では、立て看板等の広告物が不法に設置されているものについて取り除くボランティアを組織してまわるなどの取り組みがある。
- ・屋外広告物や全国チェーン店のデザインのセンスがいいものをみつけて褒めるというやり方もある。

(委 員)

- ・除去やあらためるということに関しては、空き家の問題がすでに出てきている。
- ・和歌山県では、景観を根拠に危険である空き家に関して、地域住民の合意、発案をもとに除去にまで至るという案件が出てきている。岸和田にとってどういうやり方が望ましいのかは、和歌山県の例と同じだとは思わないが、空き家対策の方と連動しながら進めていくことを検討してほしい。

(会 長)

- ・空き家は朽ちていくと景観を壊す景観阻害要因である。岸和田市の場合、特に考えないといけないのは本町の町家の景観である。住んでもらう、活用してもらうなかで改修をしてもらうなど、除却だけではない所が岸和田の 1 つの課題である。
- ・所有者の財力、意識、今置かれている状況、プライベートな状況を総合的に考えないといけないので、そう簡単にはいかないが、空き家になっていることは大規模に改修補強するチャンスでもある。

(委 員)

- ・天神山の場合は、各住民自治会を中心として美化活動に非常に力を入れている。津田川では十数年前

に蛍が飛び交う光景があったが、一時期は蛍の姿が見られなかった。ここ 7、8 年蛍が戻ってきて、年代層関係なく喜んでおり、意識が高くなっていると感じる。

- ・啓発の効果は何をもって測るかというのは、動きとか、イベントの参加率とか、そういったもので見ていくというほかないと思う。府内第 1 号の景観重要樹木の指定を契機に、いろんな啓発に活かせるこの財産をできるだけ市民の方に知っていただくことが大事。

(会 長)

- ・天神山のところでは、「多様な動植物が生息している」が 43%あり、他と比べて差がある。市民の方々のこういった活動や努力はすばらしい。

(委 員)

- ・ここに残る景観資源の指定をしたことで、意識の向上が感じられたり発展的に起こったストーリーは調査しているのか。

(事務局)

- ・ここに残る景観資源の指定ではないが、景観重要樹木の指定については地域の方々に非常に喜ばれている。たとえば塔原町のサクラについては、これを契機に多くの人が見に来てくれたらいいのに、と町の方も喜んでいただいている。
- ・先日、景観資源のパネル展示を行い、ご覧いただいた方々の反応が非常に良かった。これを契機にいろいろ発信していきたい。この資源を観光ボランティアに協力いただき、観光ガイドのルート設定や、語り部に伝承を伝えていただくとか合わせ技で検討し、幅広い世代層を対象に取り組みたい。

(会 長)

- ・それでは只今のご意見・ご助言を踏まえて、事務局には検討を深めていただき、またそれぞれについて進捗に応じて本審議会に説明していただくということでお願いいたします。
- ・これにて、報告第 1 号「景観施策の実施状況について」は、審議を終了したいと思います。

■報告案件 2「平成 29 年度年間スケジュールについて」

平成 29 年度年間スケジュールについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

(委 員)

- ・景観形成ガイドラインの見直しは、具体的に何をイメージしているのか。

(事務局)

- ・今回見直しを考えているのは、色彩のガイドラインである。
- ・ガイドラインは 3 種類あり、ガイドラインⅠについては昨年度より一部更新を行ったので、のちほど説明させていただく。

(会 長)

- ・他にご質問はございますか。無いようであれば、これにて、報告第 2 号「平成 29 年度年間スケジュールについて」は、審議を終了したいと思います。

■その他「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠの更新について」

岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠの更新について、事務局より説明。

【質疑の概要】

特になし

以上